



2005年8月11日

各 位

会 社 名 呉羽化学工業株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 田中 宏  
コード番号 4023 (東証・大証第一部)  
問合せ先 広報部長 古谷 良樹  
(TEL 03-3249-4651)

公正取引委員会からの課徴金納付命令に対する審判手続開始の請求について

当社は、公正取引委員会からの塩化ビニル向けモディファイヤーに関する2005年7月27日付け課徴金納付命令に関して、2005年8月10日の取締役会にて審判手続の開始を請求することを決定し、本日公正取引委員会に審判手続の開始を請求致しました。審判手続の開始請求に関する考え方、審判手続の開始請求を行うに至った経緯及び当期業績への影響についてお知らせいたします。

記

1. 審判手続の開始請求に関する考え方

この度課徴金納付命令の内容について慎重に精査し、これに対する対応を検討してまいりました。その結果、事実関係を含めて、公正取引委員会の判断と当社の見解には看過できない相違があるため、審判手続の開始を請求し、審判においてその相違を明らかにし、公正な判断を求めるとの結論に至りました。

2. 審判手続の開始請求を行うに至った経緯

- (1)2003年2月12日に、当社は、国内における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野について独占禁止法第3条後段に違反する行為があったとの疑いで、公正取引委員会による立入り調査を受けました。
- (2)2003年12月11日に、公正取引委員会から立入り調査を受けた当社以外の2社に対して排除勧告が行われましたが、当該2社はこれに応諾せず、2004年2月4日に当該2社に対する審判手続の開始が決定されました。当時、既に当社はモディファイヤーに関する営業の全てを米国ローム・アンド・ハース・カンパニーに譲渡し、当該営業を行っていなかったことから、上記勧告の対象から除外されました。
- (3)2005年7月27日に、公正取引委員会より、他の事業者と共同して、国内における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格の引上げを決定することにより、公共の利益に反して、同分野における競争を実質的に制限していたとして、2億6849万円の課徴金の納付命令書が出されておりました。

3. 当期業績への影響

課徴金納付命令及び当該審判手続の開始請求が、当社及び当社グループの当期の業績に影響を与えることはありません。

以 上